

セーブ・ザ・チルドレンの活動に関わるみなさんへ



Save the Children
セーブ・ザ・チルドレン

子どもの セーフガーディング

子どもにとって安心・安全な組織・事業づくり

関係者による虐待や不適切行為など、子どもの権利に反する行為や危険を防止し、安心・安全な活動と運営を目指す組織的取り組みです。疑いが生じた場合の対応と、再発防止も含む包括的なものです。

子どもの
セーフガーディング
とは



セーブ・ザ・チルドレンは、子どもが安心して参加できる環境づくりを大切にしています。けがや事故の防止はもちろん、不適切な言動によって子どもを軽視したり、危険を見逃ごしたりしないよう、関わる大人一人ひとりが高い意識を持って行動する必要があります。そのため、スタッフやボランティアだけでなく、連携する団体や訪問者の方にも「行動規範」を正しくご理解いただき、公私に亘って、遵守していただくことを求めています。すべての子どもと大人が安心できる環境を確保するため、確実な実践をお願いします。



Save the Children
セーブ・ザ・チルドレン

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

子どものセーフガーディングのための行動規範

求められる行動 子どもと関わるすべての関係者は、以下の実践が求められます

安全の確保とリスク管理

- A. 子どもを危険にさらすことのないよう、常に安全に配慮して行動すること
- B. リスクを最小限に留められるよう、計画段階で活動内容や実施環境を適切に整えること
- C. 可能な限り、他者の目が届く場所で子どもと接すること
- D. 子どもの身辺の手伝いが必要な場合は、子どもの意思や多様性（年齢、障害、ジェンダー等）に配慮し、必要最低限の支援をすること
- E. 自ら規範違反との疑いを招くような言動を控えること

信頼関係と対話の促進

- F. 不適切な行為や、子どもにとって望ましくない文化・慣習を見過ごすことなく、注意深く行動すること
- G. 子どもの権利やセーフガーディングについて広く伝え、普段から子どもの声を尊重して対話すること
- H. 関係者の振る舞いに子どもが違和感や疑問を持ったときに、遠慮なく相談できるよう支援すること

セーブ・ザ・チルドレンは子どもたちに約束します

周知

全ての関係者に、子ども虐待や搾取に関わる問題とリスクを知らせ、安全に関する意識を高めます。活動に参加する子どもと家族に対してもこの取り組みを伝えます。

予防

関係者が模範となる行動を取ることで、リスクを減らし安全性を高めます。子どもの権利を尊重し、子どもがより安心して参加できる環境をつくります。

報告

問題が生じたときの手順についてあらかじめ関係者が理解し、懸念を感じた時には速やかに担当窓口へ報告・相談をします。

対応

問題行為がおきたり疑われた場合には、対象の子どもの安心・安全を確保し、問題の解決を図るとともに、再発防止に努めます。



禁止事項 すべての関係者に対し、以下の行為を禁じます

身体的・性的な虐待および不適切行為

- I . 子どもへの体罰や暴力によって身体的な苦痛を与えること
- J . 子どもと性的な行為・関わりをもつこと
- K . 子どもを搾取したり、傷つけるおそれがある、またはそのようにみなされる関わり方をすること
- L . 性的、もしくは過激な暴力を含む不適切な画像、動画、ウェブサイト子どもを誘導すること
- M . 子どもを虐待の危険にさらす可能性のある行動をとること

不適切な言葉・態度

- N . はずかしめる、自尊心を損なう、軽視する、見下すなど、子どもの心を不当に傷つけること
- O . 子どもに対して攻撃的、有害、不適切な言葉を用いたり、そそのかすこと
- P . 特定の子どもの差別やえこひいきをし、他の子と異なる扱いや排除をすること
- Q . 恐怖や不安を与えたり、性的な連想をさせる身振りや態度を取ること

不適切な接触・連絡・関わり

- R . 子どもに不要な身体的接触を行うこと
- S . 活動に参加している子どもと同じ布団、または同じ部屋で寝ること（例外時は監督者の許可が必要）
- T . オンラインでのやりとりを含め、活動に関わる子どもと業務目的以外で個人的な連絡をとること
- U . 子どもと保護者の同意を得ずに、個人が特定されうる写真や動画を撮影し、その他の個人情報を掲載、投稿すること。またそのデータを私的に保管・使用すること
- V . 子どもによる違法、危険、または乱暴な振る舞いを看過したり、加担すること

気になることがあれば24時間以内にご報告・ご相談を

セーブ・ザ・チルドレンの活動やその関係者による行為で、次のような場合は必ずご連絡をお願いします。

- 行動規範に抵触した場合、またはその疑いや可能性がある場合
- 子ども自身から訴えや相談があったとき
- 虐待や搾取、不適切な言動に発展しかねない問題に気づいたとき

よくある質問

Q 連絡をすると、どういった対応をしてくれるの？

A 子どもの安全を確認したうえで、対応チームが子どもや関係者のプライバシーなどに配慮して慎重に事実確認を行います。常に子どもの最善の利益を考えて対応し、再発防止にも取り組みます。

Q 噂を耳にただけで事実かどうかわからないのですが

A 証拠や確信がなくてもお気軽にご相談ください。早期発見や発生予防に役立てます。

Q 連絡をすると、自分がどう扱われるか心配です

A 通報を理由とした不利益が生じないように留意し、報告者の特定につながる情報の安全管理を行います。匿名でのご相談も可能です。

Q セーブ・ザ・チルドレンとは関係のない相談はできるの？

A セーブ・ザ・チルドレンの関係者や活動の関与がない案件については、お近くの市町村の虐待相談窓口などへご相談ください。

「子どものセーフガーディング」通報相談窓口



電話

03-6859-0328

受付時間 平日10:00~17:00



専用メール

japan.safeguarding@savethechildren.org

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
〒101-0047 東京都千代田区内神田2-8-4 山田ビル4F